

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)案

木材の国際間移動に関する 有害動植物のリスク管理

農林水産省

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

これまでの経緯

- 2007年 3月 IPPC総会(CPM 2)で作業プログラム決定
- 2008年 5月 基準委員会(SC)で仕様書案承認
- 2008年12月- 森林検疫に関する技術パネル(TPFQ)で原案作成
- 2013年 5月 基準委員会(SC)で本基準案が各国協議案として承認

基準案の構成

0 範囲、概要、背景

1. 品目ごとの有害動植物リスク
2. 植物検疫措置の種類
3. 使用目的別の有害動植物リスク
(例:薪木用材、燃料/園芸用木材チップ)
4. 植物検疫措置の確認、検証

基準案の範囲

- **裸子植物、被子植物、単子葉類
(ヤシ類)由来の品目**
- **タケ製品は含まない**
- **丸太、挽き立て材、機械処理材
(チップ、おがくず、廃材など)、加
工木材(合板など)**
- **木材こん包材のうち、ISPM 15
に沿った処理・表示の無いもの**

基準案の概要 (1)



- 有害動植物リスクは品目によって異なる
- 品目ごとの主な有害動植物を提示し、一般的なりリスクを説明
- 輸入国NPPO(国家植物防疫機関)によるPest Risk Analysis (PRA: 有害動植物リスク分析)により、技術的正当性を提示

基準案の概要 (2)



- 検疫措置・・・消毒、剥皮、チップ化、検査、検定 等を説明
- 輸入国は検疫要件として、剥皮（樹皮無し材）を要求可能、樹皮残存許容値を設定可能

基準作成の背景

- ✓ 成木/非成木由来の木材・
木材製品は国際移動する
- ✓ 寄生・付着する有害動植物侵入・
まん延の潜在的経路
- ✓ 有害動植物リスク→品目種類・樹
皮有無・原産地・処理有無などにより変化

1. 品目ごとの有害動植物リスク

○ 以下の4品目に大別

- **Round wood** (樹皮 有/無)
- **Sawn wood** (樹皮 有/無)
- **Mechanically processed wood**
(チップ、おがくず、木くず、廃材 等)
- **Processed wood material**
(合板、オリエンティッド・ストランド・ボード、
ファイバーボード 等)

1. 品目ごとの有害動植物リスク

○ Pest Group

- 17グループを列挙

(節足動物10、糸状菌類6、線虫1)

- 苗木のみ、落葉のみに付着する種は考慮外
- 水生菌類、細菌類、ウイルス、ファイトプラズマは除外

1. 品目ごとの有害動植物リスク

Round wood

- 剥皮有無、樹皮残存量で変化
 - 剥皮は病害虫(数種)リスクを効果的に低減
 - 樹種、樹皮形状、樹底、枝別れ部
 - 寄生・付着可能性 **高**(グループ数)
- 樹皮有り→ 17 樹皮無し→ 12

1. 木材品目ごとの病害虫リスク

Sawn wood

- 樹皮: 全面無し or 曲線部に一部残存
- 樹皮に寄生・付着する病害虫リスク
木材の水分含量により高/低
残存樹皮の多少により高/低
- 寄生・付着可能性 **高** (グループ数)
樹皮有り → 14 樹皮無し → 12

1. 品目ごとの有害動植物リスク

Mechanically processed wood

- **チップ** : 樹皮有/無 , 2辺が3cm内/外 , 燃料・製紙用等 → サイズ小ほどリスク小
- **おがくず** : まれに糸状菌類と線虫を考慮
- **木くず・廃材** : リスクは変動 ~ 樹皮/サイズ積荷として国際移動する可能性有り

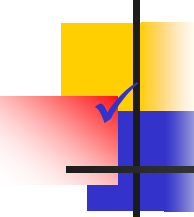
1. 品目ごとの有害動植物リスク

Processed wood material

(合板、オリエンティッド・ストランド・ボード、
ファイバーボード、集成材 等)

- 細片・薄片化→加熱→接着剤及び圧着
- 基本的には本基準の範囲としない
が、シロアリ類・アリ類の汚染可能性
- 大型集成材(ラミネート材)→集成後も
リスクが残存する可能性有り

2. 植物検疫措置

- 
- 剥皮→樹皮無し材 vs. 剥皮後の木材
 - ✓ くん蒸、薬剤噴霧、薬剤加圧注入
 - ✓ 湿熱処理、kiln-dry、風乾
 - ✓ 放射線照射、高炭酸ガス、水没処理
 - ✓ チップ化、検査・検定
 - ✓ 病害虫無発生地域、低発生地域、システムズ・アプローチ

3. 使用目的による有害動植物 リスクの違い

例

- ✓ 丸太、割り丸太・・・薪として使用
- ✓ 木材チップ・・・バイオ燃料として使用
- ✓ 木材チップ・・・園芸用として使用

考慮すべき

4. 植物検疫措置の確認、検証

- ISPM 20【輸入検疫システム】
- ISPM 31【積荷のサンプリング方法】
- 輸入国NPPOが樹皮許容度を設定・・・
→輸出国NPPOは輸出前に確認が必要
- 輸入国NPPOによる手続き、検疫証明書
- ISPM 13【不適合事例通報と緊急行動】

○検討の視点



- 木材品目のカテゴリー分け及び有害動植物リストは適当か？追加すべき項目はあるか？
- 提示されている植物検疫措置に関する要件は適当か？
- 我が国の木材検疫実施上、問題になる事項はあるか？